

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年8月13日

【四半期会計期間】 第77期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 櫻島埠頭株式会社

【英訳名】 SAKURAJIMA FUTO KAISHA, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 正博

【本店の所在の場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【最寄りの連絡場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第1四半期 連結累計期間	第77期 第1四半期 連結累計期間	第76期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (千円)	957,114	1,104,775	4,284,202
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△ 1,698	61,973	123,645
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	△ 7,551	52,847	141,831
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	88,346	22,297	214,301
純資産額 (千円)	3,822,107	3,954,963	3,947,837
総資産額 (千円)	6,121,879	6,084,583	6,232,951
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△ 0.50	3.52	9.45
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.4	65.0	63.3

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、第76期及び第77期第1四半期連結累計期間は潜在株式がないため、第76期第1四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式がないため記載しておりません。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、企業業績や雇用環境は良好となり、景気は緩やかな回復を継続しているものの、原油高による原材料費の上昇や米国発の貿易摩擦問題などが懸念され、依然として先行きは不透明な状況で推移しております。

このような情勢のもと、当社グループは、平成29年5月に発表した中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」の事業戦略である高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などを引き続き推進するとともに、より質の高い物流サービスを提案、お客様ニーズにフレキシブルに対応する一方、新規のお客様や新規貨物の誘致勧誘を行うなどの積極的な営業活動に取り組みました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は11億4百万円となり、前年同期に比べ1億4千7百万円、15.4%の増収となりました。

売上原価につきましては、収入増に伴う荷役関係諸払費の増加などから、9億6千3百万円となり、前年同期に比べ8千6百万円、9.9%の増加となりました。一方、販売費及び一般管理費については、1億5百万円、前年同期に比べ2百万円、2.0%の減少となりました。

以上により、当第1四半期連結累計期間の営業利益につきましては、3千5百万円（前年同期は、2千7百万円の営業損失）となりました。経常利益につきましては、受取配当金を収受したことなどが寄与し、6千1百万円（前年同期は、1百万円の経常損失）となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、5千2百万円（前年同期は、7百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

(ばら貨物セグメント)

ばら貨物については、納入先の火力発電所の定期修理の影響が少なかったことから前年同期に比べ石炭の入荷が増加したほか、イルメナイトが好調な荷動きとなりました。これにより、前年同期よりも総取扱数量が増加したため、ばら貨物セグメントの売上高は6億3千3百万円となり、前年同期に比べ1億4千9百万円、30.8%の増収となりました。セグメント利益は2千万円（前年同期は3千5百万円のセグメント損失）となりました。

(液体貨物セグメント)

液体貨物については、酢酸を筆頭に化学品は好調な荷動きで取扱数量を伸ばしましたが、重油タンクの稼働率が低下したことにより、液体貨物セグメントの売上高は2億3千万円となり、前年同期に比べ6百万円、2.6%の減収となりました。セグメント利益は前年同期並みの6千1百万円となりました。

(物流倉庫セグメント)

物流倉庫については、前年同期に比べ、冷蔵倉庫の売上高が増加したことなどにより、物流倉庫セグメントの売上高は2億3千4百万円となり、前年同期に比べ5百万円、2.3%の増収となりました。セグメント利益は1千9百万円となり、前年同期より5百万円、33.9%の増益となりました。

(その他のセグメント)

その他のセグメントの売上高については、売電事業により、前年同期並みの6百万円となりました。また、セグメント利益も前年同期並みの3百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は60億8千4百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億4千8百万円減少しました。これは現金及び預金や売掛金などが減少したことによるものであります。

負債合計につきましては、返済が進み長期借入金が減少したことや、修繕費等に係る未払費用（流動負債その他）が減少するなどしたことから前連結会計年度末に比べて1億5千5百万円減少し、21億2千9百万円となりました。

純資産合計につきましては、その他有価証券評価差額は減少しましたが、利益剰余金が増加したことなどにより前連結会計年度末に比べて7百万円増加し、39億5千4百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において当社グループの経営理念及び経営方針に重要な変更はありません。

当社グループは、将来のいかなる環境においても生き残る企業を目指して、前期より3ヶ年の中期経営計画「Innovation & Progress for 2019」をスタートさせました。2020年3月期までの3年間で、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして認識しており、その施策として高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げております。

当第1四半期連結累計期間において当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題もありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

②基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社グループの企業価値向上その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社が将来の更なる飛躍を目指す新たなステージへ進むために、2017年度より3ヶ年の中期経営計画「Innovation&Progress for 2019」をスタートさせております。

2020年3月期までの3年間は、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけており、そのために高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げております。

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考えており、コーポレートガバナンスの充実に努めております。当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、独立社外取締役（2名）及び独立社外監査役（2名）を選任し、取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。また、社外取締役及び社外監査役を構成員とする諮問委員会を設置し、諮問委員会が取締役の選任、評価及び報酬、取締役会の評価並びに剰余金の配当その他の事項について代表取締役社長から説明を受け、検討した後、代表取締役社長に対し意見又は助言を行う等、コーポレートガバナンス強化に取り組んでおります。今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年6月29日開催の第75回定時株主総会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます）を導入することを決議しております。本プランの概要は以下のとおりであります。

本プランは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為をいいます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様が開示した後初めて、大規模買付者による大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合や、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、本プラン所定の事由により、当該大規模買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社取締役会是对抗措置の発動を決議します。

当社取締役会は、大規模買付対抗措置として、原則として当社株主に対する新株予約権の無償割当を決議します。また、会社法その他の法令及び当社定款上で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置を用いることがあります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合、当該新株予約権には、一定割合以上の保有割合となる特定株主グループに属する者による権利行使は認められない旨を定めた行使条件や、かかる特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。なお、新株予約権の行使が認められない特定株主グループが有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは予定していません。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。また、本プラン所定の場合には株主意識確認総会を開催し、株主の皆様意思を確認する場合があります。このような本プランの手続きの過程は適宜株主の皆様へ開示されることといたしております。

③取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランにおける本プランの手続の内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも具体的かつ明確に示されており、株主及び投資家の皆様ならびに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

さらに、本プランは、当社株主総会において承認可決され決定されております。また、本プランは有効期間を3年としております。その有効期間の満了前においても当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

なお、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本プランを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

加えて、対抗措置の発動の手続としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主意思確認総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。これらのことから、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的としたものでもありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、販売実績についての著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動はありません。また、新たに決定した主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却又は売却等の計画はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注) 平成30年6月27日開催の第76回定時株主総会において、当社普通株式10株を1株に併合する旨及び株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって、発行可能株式総数を40,000,000株から4,000,000株に変更する定款変更を行う旨が承認可決されております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,400,000	15,400,000	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	15,400,000	15,400,000	—	—

(注) 平成30年6月27日開催の第76回定時株主総会において、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を行う旨が承認可決されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	—	15,400,000	—	770,000	—	365,161

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 385,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,969,000	14,969	—
単元未満株式	普通株式 46,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	15,400,000	—	—
総株主の議決権	—	14,969	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が97株含まれております。

2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
櫻島埠頭株式会社	大阪市此花区梅町 1-1-11	385,000	—	385,000	2.50
計	—	385,000	—	385,000	2.50

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,148,436	1,015,665
売掛金	495,167	403,769
有価証券	60,000	40,000
貯蔵品	31,940	34,751
その他	334,257	437,467
貸倒引当金	△5,279	△4,284
流動資産合計	2,064,523	1,927,371
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	941,218	914,716
その他	474,758	505,942
有形固定資産合計	1,415,976	1,420,658
無形固定資産		
のれん	1,899	1,424
その他	296,013	296,729
無形固定資産合計	297,913	298,154
投資その他の資産		
投資有価証券	1,942,020	1,888,013
繰延税金資産	1,626	1,674
その他	510,890	548,711
投資その他の資産合計	2,454,538	2,438,399
固定資産合計	4,168,427	4,157,212
資産合計	6,232,951	6,084,583
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	245,828	239,396
1年内返済予定の長期借入金	269,858	258,368
未払法人税等	16,540	10,948
賞与引当金	36,091	19,068
その他	290,433	248,701
流動負債合計	858,751	776,482
固定負債		
長期借入金	713,534	658,587
繰延税金負債	360,062	347,838
役員退職慰労引当金	65,382	69,543
環境対策引当金	57,781	56,937
退職給付に係る負債	3,664	4,090
資産除去債務	21,279	21,359
その他	204,659	194,782
固定負債合計	1,426,362	1,353,138
負債合計	2,285,113	2,129,620

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	770,000	770,000
資本剰余金	365,161	365,161
利益剰余金	2,060,082	2,097,914
自己株式	△55,099	△55,256
株主資本合計	3,140,143	3,177,819
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	807,694	777,144
その他の包括利益累計額合計	807,694	777,144
純資産合計	3,947,837	3,954,963
負債純資産合計	6,232,951	6,084,583

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	957,114	1,104,775
売上原価	876,486	963,261
売上総利益	80,628	141,514
販売費及び一般管理費	108,093	105,928
営業利益又は営業損失(△)	△27,464	35,586
営業外収益		
受取利息	203	151
受取配当金	23,121	25,419
その他	7,552	5,363
営業外収益合計	30,877	30,934
営業外費用		
支払利息	3,324	2,965
遊休設備費	1,568	1,581
その他	217	-
営業外費用合計	5,110	4,546
経常利益又は経常損失(△)	△1,698	61,973
特別利益		
固定資産売却益	2,430	3,423
特別利益合計	2,430	3,423
特別損失		
固定資産除却損	3,861	0
特別損失合計	3,861	0
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△3,129	65,396
法人税、住民税及び事業税	2,423	11,363
法人税等調整額	1,998	1,185
法人税等合計	4,422	12,549
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△7,551	52,847
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△7,551	52,847

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△7,551	52,847
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	95,897	△30,549
その他の包括利益合計	95,897	△30,549
四半期包括利益	88,346	22,297
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	88,346	22,297

【注記事項】

(追加情報)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

2. 当社は、平成30年5月21日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催の第76回定時株主総会に株式併合及び単元株式数の変更に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認されました。

(1) 株式併合及び単元未満株式数の変更の目的

全国の証券取引所では、売買単位を100株に統一するための取組みを推進しております。それを踏まえ、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の割合及び時期

平成30年10月1日付をもって平成30年9月30日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を普通株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	15,400,000株
株式併合により減少する株式数	13,860,000株
株式併合後の発行済株式総数	1,540,000株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)	△5.03円	35.20円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	56,363千円	53,875千円
のれんの償却額	474 "	474 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	15,015	1.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,014	1.00	平成30年3月31日	平成30年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	484,150	236,119	229,532	949,801	7,312	957,114	—	957,114
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	484,150	236,119	229,532	949,801	7,312	957,114	—	957,114
セグメント利益 又は損失(△)	△35,898	61,140	14,835	40,077	4,178	44,256	△71,721	△27,464

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業であります。
- 2 セグメント利益又は損失(△)の調整額△71,721千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ばら貨物	液体貨物	物流倉庫	計				
売上高								
外部顧客への売上高	633,333	230,023	234,770	1,098,126	6,648	1,104,775	—	1,104,775
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	633,333	230,023	234,770	1,098,126	6,648	1,104,775	—	1,104,775
セグメント利益	20,312	61,720	19,865	101,898	3,525	105,423	△69,837	35,586

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電による売電事業であります。
- 2 セグメント利益の調整額△69,837千円は、各報告セグメントに帰属していない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△0円50銭	3円52銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△7,551	52,847
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△7,551	52,847
普通株式の期中平均株式数(株)	15,015,679	15,014,646

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、前第1四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式がないため、当第1四半期連結累計期間は潜在株式がないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月13日

櫻島埠頭株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守 谷 義 広 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 竹 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている櫻島埠頭株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。